

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について(中間とりまとめ)に対する 県民意見への対応について

パブリックコメント期間：H22. 4. 6～5. 6

意見提出件数：1件

総意見数：3件

番号	該当部		意見概要	対応(案)
	頁	行		
課税の特例(自社処分、特例納付)について				
1	38		<p>特例納付について税負担の軽減ラインを1万トンとするのが適切かどうか。納付実態を詳細に分析した上で見直すかどうか議論すべきではないか。この中間まとめでは、「排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した一定程度の軽減が望ましい」と言っているだけで、何ら1万トンラインの是非については述べられていない。1万トンのラインを今後も継続するのであれば、それが合理的な軽減措置であることをデータに則して説明する必要がある。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>この特例措置は、経済的手法であるインセンティブ(動機付け)税制としての面から、適正な負担水準を考慮し、一定量以上の最終処分に対して、特例として課税標準の量的圧縮を盛り込んだものであり、最終処分量が1万トン以上の多量排出事業者は少数に限られ1万トン未満の排出事業者が大多数を占める納付の実態から1万トンとしたものです。</p>
2	33 39	14	<p>また、軽減率を一律に1/2にすることでいいのかどうかについても議論すべきである。例えば、1～2万トンを2/3、2～3万トンを1/2、3万トン超を1/3ということだとして理論上はあり得るのではないか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>軽減率は、一定量以上の最終処分に対する配慮という特例の考え方及び徴税事務の簡素化という観点から設定することが適当であり、税における軽減措置として一般的な1/2という軽減率としたところです。</p>
3	33		<p>さらに、自社処分場を有する特例納付事業者について軽減率を重複適用して1/2×1/2とするのはどう考えても過度の軽減措置であり、一般の事業者と比べて著しくバランスを欠くと思われるのでこの際見直すべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>自社最終処分の場合、多額の投資や努力等により自社処分場を確保し自ら処理することで、排出事業者責任による自己処理に努めていることを考慮する必要があることから設定した軽減措置であり、一方、特例納付事業者に対する軽減措置は上記のとおりであり、双方の軽減措置は性格が異なるものであって個々の事業態様に応じてそれぞれ独立して適用されるものと考えます。</p>